

平成 30 年度高知市公害対策審議会議事録（要旨）

日 時	平成 30 年 7 月 12 日(木) 14:00～14:52
場 所	高知市たかじょう庁舎 6 F 人事課会議室
出席委員	藤原 拓会長, 長尾 達雄副会長, 山崎 慎一委員, 松本 伸介委員, 萩野 達也委員, 西森 やよい委員, 西村 澄子委員, 内田 洋子委員, 水口 俊智委員 以上 委員 11 名中9名出席で過半数以上出席のため審議会成立
欠席委員	島内 理恵委員, 杉本 雅敏委員
事務局	山本環境部長, 今西環境部副部長, 山本環境保全課長, 野田環境保全課長補佐, 榮枝環境保全係長, 小原主任, 石飛技査
議題	議題1 高知市公害防止条例施行規則の一部改正(別表1) 議題2 高知市公害防止条例施行規則の一部改正(別表4)
審議事項	議題1 高知市公害防止条例施行規則の一部改正(別表1)のうち継続審議事項 資料③ 高知市公害防止条例施行規則 別表1の1新旧対照表 (審議事項抜粋) 議題2 高知市公害防止条例施行規則の一部改正(別表4)のうち継続審議事項 資料④ 高知市公害防止条例施行規則 別表4の2ただし書き新旧対照表 (審議事項抜粋) 資料⑤ 高知県清流保全条例 議題1及び議題2 資料① 平成 29 年度高知市公害対策審議会における承認事項と継続審議事項 資料② 平成 29 年度高知市公害対策審議会における質疑事項 当日説明用資料

質疑応答まとめ

<議題1>

<審議委員>

説明用資料の8ページ, 他の自治体の規制状況の調査結果について, 問2の苦情発生状況で, 水質が1件あるということだが, どういう状況なのか。

<事務局>

駐車車両からのオイル漏れが原因となっている。

<審議委員>

説明用資料の8ページ, 日本標準産業分類小分類で規定している自治体が, 独自規制を行っているところでは高知市のみということで, 今後もこの枠組み, 日本標準産業分類小分類で規定すると理解してよいか。

<事務局>

高知市では, 日本標準産業分類の業種指定だけではなく, 施設規制も規定しているため, 現状を維持したうえでしばらくは様子を見たい。

<審議委員>

不合理な規定ではないと思うが, 高知市が独自の道を歩むことになった経過を伺いたい。

<事務局>

上位法である水質汚濁防止法の規制方法に倣ったと推測しているが, 詳しいところは不明である。

<審議委員>

説明用資料の6ページ, コンビニの設置状況について, 高知市内で164件ということだが, この件

数は増加傾向にある数字なのか。

<事務局>

過去のデータは調査していないが、今は飽和している状況だと推測している。

<審議委員>

164件のうち96件が下水道に接続しているということだが、残りは合併浄化槽なりで処理をしているということか。

<事務局>

基本的には何らかの生活排水処理施設につながっており、大半は浄化槽だと思われる。

<審議委員>

下水道に接続するにしても、グリストラップのようなものは当然コンビニの中にあるということで、その後例えば下水道なり合併浄化槽なりで処理をされているということか。

<事務局>

コンビニエンスストアは、揚げ物等の調理もおこなっており、油分の多い排水については浄化槽にしても、下水道への接続にしてもグリストラップを設置するよう十分お願いしなければいけない。

<審議委員>

水量について、一番多く使っているところで見ると一日6m³くらいということだが、実際に水道の使い方では考えると、し尿関係の排水量は割合として多いと思うがどうか。

<事務局>

手洗い用の水と基本的にはトイレの水が一番多いはずだ。一日6m³という数字も、一年のうちの数

字なので、あくまでも平均的ではない数字が、最大で一日6m³だと認識している。

< 審議委員 >

割合的には食品とか油とか由来の分も出てくるが、トイレの排水というのも比較的多く含まれているということか。

< 事務局 >

基本的にはそちらのほうが多い量になっていると思う。

< 審議委員 >

高知市のような地方都市という規模で、164件という数字は他の都市と比べるとどうか。

< 事務局 >

店舗数について、今回の調査対象は高知市に限っているため、各県の状況については不明であるが、高知市は買い物に不便な地域もたくさんあり、それを補完する意味で色んな所にコンビニがあるという状況だ。そういう意味で高知県内見渡すとけっこう多いのかもしれない。

< 審議委員 >

前回、夜中の騒音について、第1種住居専用地域にコンビニがいくつもあるという自分の経験談を言ったが、近ごろ非常に少なくなって、手軽なコンビニということで悪いことはないと思うが、店舗数は多い気がする。

< 事務局 >

店舗数については、調査していないため多いというのは中々言えない部分でもあるが、高知市内では点在しているため、目立つとは思う。

<審議委員>

大店舗は規制があるが、コンビニは周辺の住民の方々の理解，説明会をしなくてもそのまますぐ開設できるのか。

<事務局>

大店舗は、アセスなど色々な話が出てくるが、コンビニの規模になると、分類上その他の小型スーパーとなるため、特に規制はかからない。

<審議委員>

コンビニエンスストアは、従前からの工場等の中における施設規制の対象におそらくなっていたことが多く、今回も施設規制は従前通り存在するため、間口が狭いコンビニがほとんどないと思われる高知市においては、全部が施設規制でカバーできるだろうということを前提で考えてよいか。

<事務局>

コンビニエンスストアは、事業場床面積が100平方メートルとか、50平方メートルを超えるものが一般的だ。そのため、0.75kw以上の空調機を設置していることが簡単に推測され、規制がかかるということになる。

<審議委員>

資料③で、新旧対照表として別表1で示されているように、日本標準産業分類での業種規制もかけるということで、ある種二重規制のようにみえるが、コンビニエンスストアを飲食料品を中心とするものに限るとして絞り込んだ業種規制は、事実上ほとんど意味をなさなくなると思ってよいか。

<事務局>

結局、工場等の床面積が50平方メートルを超えると規制がかかるため、0.75kw以上の空調機があればかかるだろうし、コンビニがあってもなくても同じようにかかると考えている。

< 審議委員 >

市民の目からみたときに、新たに規制対象になるというよりも、事業場床面積が50平方メートルを超えると工場等に該当しており、飲食料品を中心とするものについての解釈を悩んでもあまり意味はなく、50平方メートルを超え0.75kw以上の空調機があれば、施設規制で規制対象に該当するため、この文言については気にしなくてもいいということか。

< 事務局 >

元々、別表第1の表については、生活環境への影響が考えられる施設を有する業種を規定し、別表第2の表については、大きな施設を持っているところを規定するというのが、条例の趣旨であるため、当然両方かかっている場合もある。

< 審議委員 >

高知市が、日本標準産業分類で規定するとのことで、違いはないかもしれないが、統一感という意味ではスッキリしない感じがする。

< 事務局 >

網羅的な規制であると考えている。

< 審議委員 >

資料③の新旧対照表で、業種としてその他の飲食料品小売業のうちコンビニエンスストアとして、また括弧して飲食料品を中心とするものに限ると強調し二回も繰り返し書いているが、コンビニエンスストアというのは飲食料品小売業に含まれているという考え方からすると、次の括弧は必要なのか。

< 事務局 >

日本標準産業分類の表記に合わせている。コンビニエンスストアで飲食料品ではなく、衣料品や

雑貨品を販売している場合は該当しないということになる。

< 審議委員 >

説明用資料の8ページ, 工場等として規制対象としているかということで, 規制ありが10市, 規制なしが29市ということだが, 規制ありとなしで, 都市に特徴はあるか。

< 事務局 >

都市に特徴はみられないが, 幅広く事業所すべてを対象としている自治体が10市ということで, 事業系はすべて対象とするとか, 届出不要でも事業所は全て対象とするところもある。事業所となれば全て規制の対象にしているのが10市のうちの大半である。

< 審議委員 >

コンビニということではなくか。

< 事務局 >

コンビニも事業所という考え方が10市の大半である。

< 審議委員 >

規制がないと回答しているのは, コンビニだけ抜き出したとき, 規制がないと回答しているところが29市ということか。

< 事務局 >

工場等として扱っていないということで, 前回提案と同じく, コンビニは規制対象から除かれている。騒音などの影響が大きい業種のみを指定しているところが29市ということである。

<会長>

様々な意見、質問があったが、最終的な意見として事務局の今回の提案に関して異議がないという委員は挙手をお願いします。

<会長>

全員挙手ということで、本審議会の議案は可決とする。

<議題2>

<審議委員>

資料④のただし書きの下から3行目に、吉野川水域に排出するという言葉があるが、吉野川水域の地域的にはどの地域が入り、例えばどういう事業場等があるのか、確認ができていれば教えてほしい。

<事務局>

吉野川水域であるので、本山、大豊辺りと思われ、当該地域で終末下水道処理場の有無を確認できていないが、あればそういう水域に係る、というところにあたると思う。

<審議委員>

高知市域を外れるが、県条例の中の話であってということか。

<事務局>

はい。これは県条例の文言であり、吉野川と仁淀川とが一緒に書かれているため、除外できない。基本的に高知市内から吉野川水系に入っていく水系というのがないと思う。

<審議委員>

事務局の発言のとおり、吉野川水域と高知市とは直接接しているところは、おそらくないと思う。

<審議委員>

吉野川水系という表現を入れる必要があるのかないのか，県条例に倣ってそのまま文章を載せると
いうのなら必要だとは思いますが。

<事務局>

基本的に水域の上乗せは，すべて県条例で規定されており，県条例に倣いその文言をそのまま別
表の題のとおりに行っている。従って，表題にあたるこの書き方がそのまま別表になるため，適切な表
現だと考えている。

<会長>

議題2についても先ほどと同様に，異議のない方は挙手をお願いします。

<会長>

全員一致して異議がないということで，本議案は可決とする。

それでは以上をもちまして，議題のすべての審議が終了しました。委員の皆様ご審議ありがとうご
ざいました。

会長	副会長
藤原	長尾